

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成20年9月4日

長野市監査委員	小 林 昭 人
同	高 波 謙 二
同	内 山 国 男
同	小 山 岑 晴

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>Ⅲ 学校教育 4 学校往査 (2) 往査の結果 ②戸隠中学校 ア) 市からの補助金 (報告書 41～42 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>学校マイプラン補助金や教科研究費補助金については、使用されなかった残金があったが、市へ返還されず、別の学校口座に入金されている。</p> <p>たとえば、学校マイプラン補助金については、次のとおりである。</p> <p>交付申請 18年4月24日 240,000円 交付決定通知書 18年7月7日 190,000円 市教育委員会から学校口座へ入金 18年7月14日 190,000円 未使用残金の学校他口座への振り替え 19年3月6日 130,028円</p> <p>補助金交付に当たり、教育次長から出されている「平成18年度「学校マイプラン推進事業」の実施に係る留意事項」(平成18年7月7日)においても、補助金の残金は返還するよう記載されているが、市教育委員会へ返還されていない。</p> <p>また、実績報告については、市教育委員会に提出されている内容と実際の支出は、一致していない。</p> <p>市教育委員会は、今後、実績報告にこれまで添付を求めている領収書を添付させるなどして、補助金の適正使用の確認をすべきであり、また、必要に応じて立入検査も行うべきである。</p>	<p>今回の問題が発生した原因は、①現金出納簿がなく、現在高を把握していなかったこと、②支出伺の決裁がなかったこと、③通帳、印鑑を担当者が一人で管理していたこと、④学校内での監査や会計報告がなかったこと、などが考えられる。</p> <p>また、教育委員会側の問題としては、審査会に時間が掛かり、補助金の交付が遅くなってしまうため、学校においては、事業開始から補助金の交付までの間で立替払いが生じてしまうことも挙げられる。</p> <p>戸隠中学校の場合、立替が可能な他会計があったため、立替を行ったが、立替分を元の会計に戻す事務処理がおろそかになってしまっていた。</p> <p>学校マイプラン推進事業補助金用に作成した口座は、あまり活用されずに、その口座だけを見ると、残金を別の口座に移し替えただけに見える。</p> <p>残金については、返還を求めたいと考えているが、移し替えた全額が残金ではなく、他会計で立て替えた分を控除し、返還を求めたい。現在、確認を進めている。</p> <p>また、現金出納簿を作成すること、収入・支出伺を作成し、校長の決裁を受けること、通帳と印鑑を別々の人が管理すること、複数の人の目に触れ、折々にチェックが働く体制にすることなど、予算事務説明会等で説明するとともに、改めて指示をした。平成20年度からは、きちんと事務処理を行うように努める。</p> <p>なお、教育委員会としては、平成20年度から、補助金等については、実績報告書に領収書や通帳の写しの添付を義務付けるとともに、平成20年2月から抽出による実地確認を行うようにしている。実地確認は、抽出で行っているが、できるだけ多くの学校を確認するように努めている。</p> <p>また、補助金等の交付について、できるだけ早く交付できるように努めている。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>④鍋屋田小学校</b> <b>ア) 備品の管理</b> (報告書 42 ページ)</p> <p>(結果) 備品使用簿(備品台帳)から抽出して、現物との突合を行った結果、下記の物品は廃棄済みであるにもかかわらず、帳簿上廃棄処理がなされていなかった。 備品番号 00023476 平成 10 年 4 月 20 日取得 エンジン刈払機 1 台 備品の現物管理は適切に行い、帳簿と現物の一致は定期的に確かめる必要があるため、留意が必要である。</p> <p><b>⑤大豆島小学校</b> <b>ア) 国際化教育推進補助金</b> (報告書 43 ページ)</p> <p>(結果) 大豆島小学校には、平成 17 年度に 40,000 円、平成 18 年度は 35,000 円の国際化教育推進補助金が、市教育委員会より校長会へ校長補助金として交付され、校長会から学校へ交付されている。 これらの補助金は、単年度主義であるため、使用しない残高は市に返却する必要がある。 しかし、大豆島小学校においては、平成 17 年度に交付された 40,000 円は全く使用されずに平成 18 年度に繰り越しされていた。 市教育委員会として内容を確認の上、事実関係を明らかにして対応を検討する必要がある。</p>	<p>該当備品については、廃棄処分したときに手続きが漏れていたもので、直ちに備品台帳からの廃棄手続きを行い改善を図った。なお、備品台帳と現物との突合は定期的に行うこととした。 (学校教育課)</p> <p>大豆島小学校の国際化教育推進補助金については、教員の公会計制度に対する理解不足及び当課から校長会への説明不足が原因であったと思われる。 当該補助金については、19 年度に校長会への一括交付を取りやめ、20 年度から交付要領を設け、申請に基づいた直接交付方式に改めた。 これによって、事業内容、資金使途及びその時期などのより具体的な把握が可能となった。 (学校教育課)</p>
<p><b>⑥皐月高等学校</b> <b>ア) 備品管理</b> (報告書 43 ページ)</p> <p>(結果) 備品使用簿(備品台帳)から任意に抽出し、現物との突合を行うとともに、管理方法について質問した。その結果、次のような問題点が発見された。 定期的な実地棚卸は行っていない。</p>	<p>備品台帳と照合し、台帳から除去した。 新旧高校の備品の棚卸し、備品設置場所の確認を行い、各室ごとの備品台帳を 20 年度末までに整備する。 (皐月高等学校)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>・平成 8 年 8 月 5 日取得のパソコンデスク 9 台が、廃棄済みであるにもかかわらず、台帳から除去されていない。</p> <p>・備品使用簿に記載されている設置場所が不明確であり、現物との突合が困難な例があった。具体的には「校具」という所在場所表示では、学校内のどこにあるか不明である。</p> <p>以上のような点から、現在の皐月高等学校の備品管理は問題があるため、改善が望まれる。</p> <p>なお、皐月高等学校は平成 20 年度から募集が停止され、同じ場所に市立長野高等学校が建設され開校するため、当該校舎への移転時に備品の棚卸を行い、台帳の整備を行う予定である旨学校側からは聞いている。</p> <p><b>⑦通明小学校</b>  <b>ア) 一校一国運動</b>            ii) 韓国交流の通帳からの支出内容            (報告書 45 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>通明小学校では、韓国交流のための資金を管理するため、「韓国交流」専門の通帳を設けている。</p> <p>この通帳を見ると、内容の不明確な入出金が見受けられる。(省略)</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>これらのことから、簿外の現金の存在、市への報告外の支出、場合により補助金の流用が推測されるが、当該通帳へは PTA などからの入金 200,000 円や 17 年度の繰越金 277,924 円があることから、必ずしも対応は明確ではない。私費から支出されたのか公金から支出されたのか判然としないからである。</p> <p>今後、学校内のすべての金銭管理は一元化し、入出金の明細はすべて明らかにするとともに、財源が公金かそれ以外かに区別し、それぞれの用途を明らかにするようすべきである。</p> <p>なお、校長会経由の補助金 150,000 円が通帳に入金されたのは平成 19 年 1 月 12 日であり、その後の支出は韓国交流とは関係ないと</p>	<p>通明小学校の一校一国運動については、双務的な面があることを勘案する必要があるものの、本来の国際交流の視点に立った事業内容及び資金使途とするために、どのような指針が設けられるのか多方面の意見を伺いながら時間をかけて検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>思われる 110,000 円のみであり、19 年 3 月末の残高は受取利息を含めて 242,400 円であるから、校長会経由の補助金は本当に必要であったのか疑問がないわけではない。</p> <p><b>イ) 教科研究費交付金</b> (報告書 45～46 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>市内の全小中学校には教科研究費交付金が交付されているが、平成 18 年度において、通明小学校には、72,000 円が交付された。</p> <p>当該交付金について、次のような問題点が発見された。</p> <p>平成 18 年 8 月 24 日に支出伺の記載では、中学校区合同教科会に使用したのものとして、8,216 円の支出がなされたことになっている。</p> <p>しかし、当該支出については、領収書がなく、また領収書が取れない場合に作成される支払証明書も見当たらなかった。</p> <p>再度内容の確認を依頼したが、領収書や支払証明は結局見つからず、また、前任の担当者に確認しても支出内容や支出先は不明であった。</p> <p>公金である交付金の使途は、当然明確にする必要があるが、交付金に限らず、学校の金銭出納については、すべて証拠資料で跡付けられるべきであり、その点で通明小学校の金銭出納管理には問題がある。</p> <p>また、教育委員会も補助金や交付金について報告書の受領のみで済ませるのではなく、領収書の写しを添付させ、必要に応じて立入検査を行う等して、不当な使用や金銭管理の不備がないか確認する必要がある。</p>	<p>領収書や支払証明書など、支出の裏付けとなる証拠書類が添付されていないことは、適切な事務処理ではないため、必ず添付するよう指示した。</p> <p>また、教育委員会としては、平成 20 年度から、補助金等については、実績報告書に領収書や通帳の写しの添付を義務付けるとともに、平成 20 年 2 月から抽出による実地確認を行うようにしている。実地確認は、抽出で行っているが、できるだけ多くの学校を確認するように努めている。</p> <p>(学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>ウ) 学校マイプラン推進事業補助金</b> (報告書 46 ページ)</p> <p>(結果) 通明小学校には、平成 18 年度、141,000 円の学校マイプラン推進事業補助金が交付されている。</p> <p>平成 18 年 8 月 8 月 24 日に支出伺の記載によると、次のような支出がなされたことになっている(前記の教科研究費交付金の使途不明金と同日の支出である)。</p> <p>水難救助板作成 9,975 円</p> <p>当該支出については、水難救助板は現存するものの、領収書は保存されておらず、支出先は不明であり、また支出金額を証明できるものはない。</p> <p>教科研究費交付金での指摘と同様、金銭管理の徹底が望まれる。</p> <p><b>オ) 備品管理</b> (報告書 46 ページ)</p> <p>(結果) 備品使用簿(備品台帳)より、任意抽出した備品について現物との突合を行った。その結果、平成 3 年 12 月 9 日取得の「技巧台」は、現物が除却されているにもかかわらず、台帳から除却処理がなされていなかった。</p> <p>また、市より交付された現品に貼るべきシールのうち、机、椅子、配膳台などに貼るべきものの多くが、実際には現品に貼付されずに保管されていた。備品等の現品にシールを貼付することは、台帳と現物を突合して確認するための重要な手段である。</p> <p>市より備品取得時に交付された現品シールは、今後、すべて貼付し、定期的に現物と台帳を照合する必要がある。</p>	<p>領収書や支払証明書など、支出の裏付けとなる証拠書類が添付されていないことは、適切な事務処理ではないため、必ず添付するよう指示した。</p> <p>また、教育委員会としては、平成 20 年度から、補助金等については、実績報告書に領収書や通帳の写しの添付を義務付けるとともに、平成 20 年 2 月から抽出による実地確認を行うようにしている。実地確認は、抽出で行っているが、できるだけ多くの学校を確認するように努めている。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>「技巧台」については、廃棄処分したときに手続きが漏れていたもので、直ちに備品台帳からの廃棄手続きを行い改善を図った。また、未貼付であった備品シールについても、備品台帳と現物を突合し、すべて貼付した。なお、備品台帳と現物との突合は定期的に行うこととした。</p> <p>(学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>⑧犀陵中学校</b>  <b>ア) 国際化教育推進補助金について</b>            (報告書 46～47 ページ)</p> <p>(結果)            犀陵中学校に平成 18 年度に交付された国際化教育推進補助金は、25,000 円である。当該補助金は、領収書によれば平成 19 年 3 月 22 日に卓上旗と卓上台取得のために 23,920 円支出されたことになっている。</p> <p>平成 18 年度分として交付された補助金の利用が、平成 19 年 3 月 22 日では、補助金を 18 年度に交付した意味がないし、当該年度の生徒にはなんら意味がなかったことになる。</p> <p>また、卓上旗を購入することが、どの程度生徒の国際化教育に寄与するのか、明らかとはいえない。</p> <p>さらに、領収書の日付は、平成 19 年 3 月 22 日であるが、一校一國運動のための通帳の支出は平成 19 年 8 月 24 日で、平成 18 年度には交付された補助金は、資金的にはそのまま残っていたことになる。</p> <p>したがって、領収書が正しいとすれば、別の会計かあるいは簿外の資金で、上記の卓上旗等は購入されたことになる。</p> <p>今後、中学校側では、適正に補助金を利用するよう留意するとともに、教育委員会側では補助金の適正利用を担保する措置を講じる必要がある。</p> <p><b>イ) 備品の管理</b>            (報告書 47 ページ)</p> <p>(結果)            備品使用簿(備品台帳)から抽出した備品について、現物との突合を行った結果、次の物品は廃棄済みであったにもかかわらず、台帳から除却の処理がなされていなかった。</p> <p>平成 5 年 1 月 14 日取得ビデオデッキ 1 台            今後、除脚の際には、適正な処理がなされるよう留意する必要がある。また、定期的に台帳と現物の突合を行い、現物が確かに存在することを確かめる必要がある。</p>	<p>犀陵中学校への国際化教育推進補助金については、教員の公会計制度に対する理解不足及び当課から校長会への説明不足が原因であったと思われる。</p> <p>当該補助金については、19 年度に校長会への一括交付を取りやめ、20 年度から交付要領を設け、申請に基づいた直接交付方式に改めた。</p> <p>これによって、事業内容、資金使途及びその時期などのより具体的な把握が可能となった。            (学校教育課)</p> <p>該当備品については、廃棄処分したときに手続きが漏れていたもので、直ちに備品台帳からの廃棄手続きを行い改善を図った。なお、備品台帳と現物との突合は定期的に行うこととした。            (学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>6 就学援助</b></p> <p><b>(1) 概要</b></p> <p><b>②「生活が困難」判定のための形式基準</b> (報告書 54～55 ページ)</p> <p>(結果) 準要保護認定上、極めて重要な「生活保護基準×1.3」(注)というこの形式基準について、市の条例及び長野市就学援助実施要綱のいずれにも定められていない。したがって規程の詳細については不明な点がある。 認定業務の上で、この形式基準を変えることで市の負担額が大幅に増減する重要な取扱いであるので、条例又は実施要綱において、具体的計算方式について規定すべきである。(注)より具体的には、市は次の算式で計算している。(第一類+第二類+住宅基準+教育基準+冬季加算) × 1.3 (省略) このため、次のような規程を条例又は実施要綱に入れるべきである。 ア) 「生活が困難」を判定のために、使用する基準として次の形式基準を使用する。 「生活保護基準額」 × 1.3 イ) 前条の「生活保護基準額」とは生活保護法による保護基準のうち、下記の合計額とする。 第一類 (食費) 第二類 (光熱、衣服、雑費) 冬季加算 期末一時扶助 住宅費扶助 教育費扶助</p> <p>(結果) 市のこの算式は「生活保護法による保護基準」と次の2つの点で相違していた。 i) 平成17年度の改正 第一類の計算において、4人の世帯の場合、第一類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額、5人世帯以上の場合、第一類の表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額(10円未満の端数は10円とする)とする。市の算式にはこの改正が織り込まれていなかった。</p>	<p>長野市就学援助実施要綱第4関係(準要保護者の認定基準)生活保護基準×1.3の基準額を加え、要綱を改正した。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>4人世帯の場合、第一類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額、5人世帯以上の場合、第一類の表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とし、期末一時扶助を認定基準額に加え実施することとした。</p> <p>(学校教育課)</p>



## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ii) 12 月の基準生活費  「12 月の基準生活費の額は、長野市の場合、1 人に付12,900 円を加えた額とする」との規程があるが、この加算がされていなかった。  これらの点を修正した数値（下表の※部分）を併記した、準要保護認定基準表は次のとおりである。（表省略）  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>これによると平成18年度において3人家族以下では、認定不足があったことになり、4人家族以上については、過大認定された可能性が否定できない。  市は、準要保護認定のための基礎数値を生活保護法上の「生活保護基準」に置いている。そのため、この「生活保護基準」に正確に算出されるような改善が望まれる。</p> <p><b>IV 学校給食</b>  <b>1 保健給食課</b>  <b>（6）長野市給食運搬業務契約</b>  （報告書 73 ページ）</p> <p>（結果）  随意契約とする理由として述べている a) b) は委託上の条件に過ぎず随意契約とする理由にならないと思われる。また、c) についても、「他にない」と言い切れるか疑問である。  さらに第一給食センターから第三給食センターまでまとめて契約する必要性は見当たらない。したがって随意契約とする理由はなく、競争原理が働くように改善すべきである。</p>	<p>今年度、他の輸送組合から見積もりを徴し、妥当な業者があれば平成 21 年度から契約することも検討しているが、衛生管理が確保できる専用車を現在の委託業者に手配依頼をしており、9:00～15:00 まで、確保してもらっているため、その部分について相手方の同意等の必要がある。  第一給食センターから第三給食センターまでまとめた契約は、大規模な配送のため、事故等突発的な災害に備え、融通性が高いため必要であり、その際に、衛生管理の行き届いた配送車であることが、安全・安心な給食提供のための条件となることにも配慮したい。</p> <p style="text-align: right;">（保健給食課）</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(7) 市給食センター雑排水収集運搬処理業務委託 (報告書 73 ページ)</p> <p>(結果) 市内に事業者がいなかったら、市外も含めて考えるべきであり、随意契約の理由としては妥当とは思われないため、競争原理を導入するよう改善すべきである。</p> <p>(14) 備品管理 (報告書 77 ページ)</p> <p>(結果) 備品管理のためのシールの現品への貼付を徹底すべきである。 (第三給食センター)</p> <p>ジェットクリーナーについては必要なほかの施設に移管すべきである。 (第二給食センター)</p> <p>台帳と現物とを照合し、現物のないものや使えないものについては、台帳上の除去処理をすべきである。 (第二、第三給食センター)</p>	<p>平成 20 年度から市外業者からも見積もりを徴したが、見積金額が非常に高値であったため、結果としては、前年同様の業者と委託している。今後も見積合わせを実施していく。 (保健給食課)</p> <p>本来の備品管理上ご指摘のとおりであるが、給食センター内の調理業務に使用されている機器及び物品等については、調理業務を遂行する際に高熱にさらされ、衛生状態を良好に保つためお湯や水及び消毒のための薬品類を使用することから、シールが剥げ易く、剥がれた部分が給食への異物混入につながる可能性が高いため、備品シールの貼付は適切ではないと判断していた。 備品シールを貼り付けなくとも台帳と現品と照合できるよう、平成 20 年度夏期の給食調理業務停止期間中にその設置位置及び製造番号等を台帳に記載し、管理するよう改善を図ることとした。 (保健給食課)</p> <p>電源が作業室と直結のものであり、また電圧が 200 ボルトと高く、他での汎用性が低いため、他施設からの利用の要望がないのが現状であるが、今後も使える他施設への所管換えを進めていく。 (保健給食課)</p> <p>廃棄の処理（手続き）を順次実施している。 (保健給食課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>V 社会教育</b></p> <p><b>1 全般</b></p> <p><b>(1) 耐震工事、大規模修繕計画</b> (報告書 88 ページ)</p> <p>(結果) 学校以外の施設であっても来館者の安全を図る必要があるため、早期により具体的な耐震補強工事計画を策定し、市の長期予算計画に組み込んでおく必要がある。また、設備の更新も、時期を逸すると建物自体の耐用年数に影響を与えることになり、必要な予算も高額になることが想定される。これについても予め更新時期を見込んだ長期的な大規模修繕計画を立案し、市の長期予算計画に反映しておくことが必要である。</p> <p><b>8 文化財課</b></p> <p><b>(1) 文化財の管理</b> (報告書 111 ページ)</p> <p>(結果) 文化財である収蔵品についての管理規程を市としては特段定めておらず、備品以上に社会的価値のあるものについての管理体制ができていない。文化財である財産に関する管理規程を定めて、この定めに従った管理をする必要がある。将来的に施設の統合を検討する場合に障害となるおそれもあるので、共通の分類基準を予め定めることが必要である。</p> <p><b>9 松代文化施設等管理事務所</b></p> <p><b>(10) 従事職員数</b></p> <p><b>①外部委託</b> (報告書 114 ページ)</p> <p>(結果) 松代文化財等管理事務所における真田邸他樹木養生管理業務は、3年連続して同一業者が落札しており、その間指名業者の入替えも行われていない。競争入札の趣旨からすれば、指名業者は毎年入替えて常に競争を促すことが必要である。</p>	<p>指摘事項については、長野市耐震改修促進計画に基づき、災害本部・避難所等に指定された公民館について整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を実施していく予定である。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。 (生涯学習課)</p> <p>長野市立博物館、真田宝物館、戸隠地質化石博物館、埋蔵文化財センターなどで所蔵する資料(文化財)は、各施設で独自の性格を有する資料であり、各施設で資料の収蔵台帳が作成され、分類、整理、管理が行われている。管理規程については、現在、明文化したものが無いため、該当機関で協議調整を進め、作成に向けての準備を進めたい。</p> <p>共通の分類基準の作成についての動きは、現在、国際博物館会議等など各方面で試みられているという段階にある。こうした動向に今後も注目し、共通の分類基準については、今後の課題としたい。 (文化財課)</p> <p>真田邸他樹木養生管理業務については、平成 20 年度の競争入札から指名業者を入替え、改善を図った。 (文化財課、松代文化施設等管理事務所)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>10 長野市立博物館</b> <b>(10) 外部委託</b> <b>②随意契約であるにもかかわらず、契約金額が上昇し、その根拠が明確になっていない案件</b> (報告書 117 ページ)</p> <p>(結果) 博物館の茶臼山自然史館の警備・清掃等業務の委託は、随意契約により市の外郭団体である長野市開発公社に対して行われている。公社への委託は他の業務と一体として委託できることから随意契約となっているが、年々の委託費は増加しており、その根拠資料が平成 18 年度については確認できなかった。随意契約の根拠となる積算資料は明確にしておく必要がある。</p> <p><b>VI 体育課</b> <b>2 エムウェーブ</b> <b>(2) エムウェーブのアイスリンク無料開放事業の契約価格について</b> (報告書 133 ページ)</p> <p>(結果) エムウェーブの見積書には次の事項が含まれていて不当である。 看護師人件費 20,000 円については市側の要請に基づくものと思われるので問題はないと思うが、受付事務 20,000 円及び諸経費 330,000 円は、本来スケートリンク事業者自身の負担すべきもので、利用者に請求すべきものではない。当然これに係る消費税等も過大である。 この見積書は別表の「アリーナ」「専用しない場合」「個人」の「一般 1 回につき 1,500 円以上 2,000 円以下」及び「中学生以下 1 回につき 800 円以上 1,100 円以下」を適用して、さらに消費税等を加算しているが、備考 4 によればこの金額には消費税及び地方消費税が含まれていることになっているため、入場料分に対する消費税は過大請求に当たるものと思われる。</p>	<p>茶臼山自然史館は戸隠地質化石館と統合し、新たに戸隠地質化石博物館を整備するため、平成 19 年度をもって閉館した。 なお、随意契約に当たっては、長野市契約規則に基づく見積書の徴取を行うよう、再度徹底を図った。 (博物館)</p> <p>(株)エムウェーブ及び産業振興部と指定管理料も含め適切な使用料について検討する。 (体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>さらにこの別表の料金表の適用方法に問題があると思われる。本来、エムウェーブは市の施設であるので、市は利用料を支払う必要はないとの考え方もあるが、この施設の有効利用されることを前提に(株)エムウェーブに一定の管理委託料を支払っていることを考え合わせると、市の所有とはいえ合理的な利用料を支払うことも理にかなっているものと思われる。このような考えにより利用料の支払をする場合でも、その支払額の最大限は他人に貸し出す料金が基準になるものと思われる。市のアイスリンク無料開放事業は、指定日にアリーナ全体を市が借り切るのであるため、別表の「専用する場合」が適用されるべきであるし、また入場者より料金を徴収しないものであるため、「アマチュアスポーツで競技大会に利用する場合」に準ずるものとして「土・日・祝日 午前 270,000 円以上 351,000 円以下 午後 400,000 円以上 520,000 円以下」が適用されるのが正当と思われる。</p> <p>(表省略)</p> <p>この結果、条例に定める正当な料金による契約価額は次のように算出される。</p> <p>過去 5 年分過大支払額を試算すると次のとおりで約 5,800 万円となるものと思われる。</p> <p>(表省略)</p> <p>オリンピック施設の後利用を促進し、エムウェーブの自立を支援するという意図であるとしても、現在の方法は条例に違反すると思われるので、今後、入場料は減額し、管理手数料を増額する方法等を検討すべきである。</p>	

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>5 体育館</b> <b>(1) 社会体育館の備品一覧表と使用日誌</b> (報告書 139 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>① 備付備品一覧表の掲示 安茂里、裾花の両体育館には、備付の備品名、数量を記入した一覧表が現場に掲示されていなかった。現場に備品の備付表の掲示があることにより、体育館の利用者は毎日の備品の管理が可能となるので、備付備品一覧表の掲示の徹底が求められる。 なお、塩崎体育館では掲示がされており、現品の確認できた。</p> <p>② 体育館使用日誌への記入 体育館を使用した団体は「社会体育館使用日誌」に所定の記入を行うことになっている。 往査時にこの日誌をみたところ、「使用後の片付け欄」の記入状況が悪かった。 この欄には、次の項目が記入されており、実施した場合その項目にチェックをつけることになっている。 (表省略) 事故防止等を目的とするこの最も大事な欄の記入がなされていない団体が多いため、改善が求められる。 現在この日誌の最下部に「※使用後の片付け欄は必ずチェックをしてください」との注意書きが入っているのに効果が出ていない。 今後、カギを渡すときに、片付け欄の記入を口頭で依頼し、それでも改めない団体には、何らかのペナルティも検討することなどにより、記入の徹底が求められる。</p> <p><b>6 テニスコート</b> <b>(2) テニスコートの通年券の管理</b> (報告書 141 ページ)</p> <p>(結果) 通年券は現金同等物であるので、すべての通年券を扱う場所においては、通年券の台帳を作成し、管理するよう改善が求められる。</p>	<p>体育課で管理する社会体育館 28 館の備品を全て調査し、器具庫に掲示する。  (体育課)</p> <p>体育館の鍵の貸出しを行っている公民館等に「片付け欄の記入」について、利用団体に鍵の貸出し時に依頼するよう徹底するとともに、利用日誌改修後、未記入団体については、体育課より連絡をするよう担当職員に徹底を図った。 注意した団体の記録を残し、数回にわたり注意した団体がある場合は、ペナルティも検討する。  (体育課)</p> <p>通年券を販売している公民館や指定管理者へ再度、受払い台帳の整備を依頼するとともに、台帳様式を送付した。  (体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 19 年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(4) 三輪テニスコート (報告書 142 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>① テニスコートの囲い 一般的に無償(有料ではない)のテニスコートの場合、自由使用が原則で、この場合、テニスコートは自由に出入りできる状態になっているところが多い。このテニスコートは無償であるのになぜ周りを囲まなければならないのか不自然さを感じる。 無償ならば、コートは自由に出入りできるようにすべきである。</p> <p>② 予約システムの導入 テニスコートのコートコンディションを有効に保つため、囲っているのだとすれば、一般の人は使えないのであるから有料とすべきである。そして、近くの特定の人のみが使っている弊害を無くすため、現在は市の予約システムに掲載されていないが、これを改め、予約システムにより、市民は誰でも予約できるよう改善すべきである。</p>	<p>当該テニスコートは、自由使用であるが、住宅地内にあるという条件から、ボールが近隣の住宅や敷地に飛び込まないように防止するため周りを囲っている。</p> <p>(体育課)</p> <p>当該テニスコートは、自由使用であるため予約システムを導入していないが、現在検討している体育施設の有料化に併せて、予約システムの導入を検討する。</p> <p>(体育課)</p>